

## 委員長意見

技術部会報告（平成 15 年 6 月 28 日）においては、除去すべき有害廃棄物の考え方として、「有害廃棄物は、基本的には土壤環境基準（環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定による基準）を超える廃棄物等とする。なお、有害廃棄物以外で生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物等については、合同検討委員会の意見等を踏まえ、各県においてそれぞれ検討する」と記されている。これは、原状回復および環境再生に係る調査及び方策に関する技術的評価を行うという技術部会の設置目的にかんがみ、除去すべき有害廃棄物の定義につき、専ら技術的視点に立って検討し、示された見解である。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によれば、知事が措置命令を発することができるのは、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」である（第 19 条の 5 第 1 項）。ここに「生活環境」とは、環境基本法第 2 条第 3 項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含み、かつ、当然に人の健康の保護も含まれる。また、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう（平成 13 年 5 月 15 日環産第 260 号、改正：平成 14 年 5 月 21 日環産第 294 号 各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）。

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」は、産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止を計画的かつ着実に実施することを目的として制定された法律であるところ（第 1 条・第 2 条第 2 項）ここに除去又は発生防止の対象とさるべき「生活環境の保全上の支障」とは、上記「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める「生活環境の保全上の支障」と同一義であることは言うまでもない。

上記の理由から、除去の対象となるべき産業廃棄物の量及び範囲等については、技術的視点からする技術基準に拠るにとどまらず、社会的、政策的視点をも参酌して判断するのが適当であり、かつ、法の趣旨・目的に沿う所以でもある。技術部会報告が、「有害廃棄物の考え方」において、「なお、有害廃棄物以

外で生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物等については、合同検討委員会の意見等を踏まえ、各県においてそれぞれ検討する」と述べているのも、この趣旨に沿ったものと解される。

よって、「生活環境の保全上の支障の除去等」の判断に当たっては、技術部会報告を踏まえつつも、生活環境の保全上の支障発生の防止及び環境再生の在り方等の社会的、政策的視点等をも考慮すると共に、社会通念に従い、除去すべき産業廃棄物の量及び範囲等を決するのが相当であると考えらる。

平成 15 年 6 月 2 8 日

青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会

委員長 南 博方